

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 三 十 年 一 月 十 二 日

目 次

監査委員告示

○ 定期監査の結果に関する報告の公表	(監 査 委 員)	一
○ 定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	九
○ 行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	一六
○ 財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	一八

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十九年十一月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成三十年一月十二日

岐阜県監査委員	篠 田 徹
岐阜県監査委員	松 岡 正 人
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

第1 監査実施機関数

知事直轄 総務部 清流の国推進部 危機管理部 環境生活部 健康福祉部 商工労働部 農政部 林政部 県土整備部 都市建設部 県事務所 教育委員会 警察本部 その他 合	監査実施機関数		監査結果件数			
	指導あり	指導あり	指導事項	指導事項	検討事項	
	—	—	—	—	—	—
	4	0	1	0	1	0
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	1	0	0	0	0	0
	8	3	3	6	3	0
	2	0	0	0	0	0
	8	5	6	13	7	6
	—	—	—	—	—	—
	7	4	3	13	8	4
	3	0	0	0	0	0
	3	3	0	5	5	0
	36	6	20	30	6	24
	9	7	2	11	9	2
	3	0	0	0	0	0
	84	28	35	79	38	40
						1

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- 指導事項 是正又は改善を求める事項
- 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

監査実施機関数の「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。

「—」は、当月監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、50 機関において、38 件の指摘事項及び 40 件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。また、本庁の所管課 1 機関において、1 件の検討事項が認められたので、対象機関に対し必要な検討などの措置を講じるよう求めた。

1 総務部（4 機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜県税事務所	平成 29 年 11 月 28 日	西濃県税事務所	平成 29 年 11 月 22 日
飛騨県税事務所	平成 29 年 11 月 9 日	自動車税事務所	平成 29 年 11 月 13 日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機関名	区分	内容
飛騨県税事務所	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

	1 週休日に勤務命令により勤務した時間について、週休日の振替等を行っていないにもかかわらず、これを行ったとして時間外勤務手当等を支給したことにより、夜間勤務手当 1 件 2,170 円が過払、時間外勤務手当 3 件 27,842 円が支払不足となっていた。
	2 週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、2 件 2,819 円が支払不足となっていた。

2 環境生活部（1 機関）

実施機関名	実施年月日
高山陣屋管理事務所	平成 29 年 11 月 9 日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

3 健康福祉部（8 機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
飛騨保健所	平成 29 年 11 月 2 日	飛騨保健所下呂センタ－	平成 29 年 11 月 2 日
岐阜地域福祉事務所	平成 29 年 11 月 28 日	衛生専門学校	平成 29 年 11 月 27 日
下呂看護専門学校	平成 29 年 11 月 27 日	動物愛護センター	平成 29 年 11 月 27 日
身体障害者更生相談所	平成 29 年 11 月 20 日	わかあゆ学園	平成 29 年 11 月 27 日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
飛騨保健所	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
		1 1 週間の所定労働時間に休日勤務手当が支給される時間を加えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1 件 2,578 円が過払となっていた。
		2 週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当の支給をしていなかったことにより、1 件 2,366 円が支払不足となっていた。
	指導事項	外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたので、今後は

衛生専門学校	指導事項	適正に処理された。 時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給していたことにより、休日勤務手当 1 件 10,736 円が過払、時間外勤務手当 1 件 7,157 円が支払不足となっていた。 2 1 週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、3 件 12,591 円が過払となっていた。
下呂看護専門学校	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、支給割合を誤ったことにより、1 件 388 円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
わかあめ学園	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、1 週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、2 件 6,201 円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	立替金の取扱事務において、業務終了後 5 日以内に収支革命令者へ立替金を請求すべきところ、最大 22 日後に請求していたものがあったので、今後は適正に処理されたい。

4 商工労働部（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
木工芸術スクール	平成 29 年 11 月 27 日	生活技術研究所	平成 29 年 11 月 9 日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

5 農政部（8機關）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
可茂農林事務所	平成 29 年 11 月 10 日	恵那農林事務所	平成 29 年 11 月 14 日
飛騨農林事務所	平成 29 年 11 月 1 日	農業技術センター	平成 29 年 11 月 17 日
中山間農業研究所	平成 29 年 11 月 27 日	畜産研究所	平成 29 年 11 月 27 日
水産研究所	平成 29 年 11 月 27 日	病虫害防除所	平成 29 年 11 月 17 日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
可茂農林事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料94,486円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたいた。
	指導事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料72,392円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたいた。
	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 週休日に勤務命令により勤務した時間について、計算を誤ったことにより、1件3,095円が支払不足となっていた。 2 1週間の所定労働時間を超えた勤務時間に対して時間外勤務手当を支給すべきところ、この超えた勤務時間数の計算を誤ったことにより、1件567円が支払不足となっていた。
恵那農林事務所	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えた勤務時間に対して時間外勤務手当を支給すべきところ、この超えた勤務時間数の計算を誤ったことにより、12件6,630円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
飛騨農林事務所	指導事項	公務中の3件の交通事故について、修繕料196,560円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたいた。
	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務命令により勤務した4時間を別の勤務日に割振り変更を行った場合、週休日だった日及び勤務日だった日ともに勤務日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきところ、当該週休日だった日について週休日の支給割合を適用していたことにより、1件834円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
農業技術センター	指導事項	低農産物PCB廃棄物の収集運搬及び処分業務委託に係る契約事務において、一般競争入札に係る入札参加資格要件を誤ったことにより、当該処分業務を行う資格がない者から入札参加があり、これを落札者として決定していた。 本来であれば正しい入札参加資格を定めて競争入札に付すべきところ、入札時とは異なる契約条件(仕様及び金額)をもって、収集運搬業務については落札者と契約を締結し、処分業務については入札に参加していない第三者と随意契約を締結していた。 このような契約方法は、競争入札の公正性や競争性が損なわれているので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	週休日の振替等において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

		1 週休日の振替により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、1件1,267円が支払不足となっていた。 2 再度の振替等を行うことはできないにもかかわらず、これを行っていた。
中山間農業研究所	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
畜産研究所	指摘事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料206,820円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料71,280円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
水産研究所	指摘事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 勤務時間数の計算を誤ったことにより、1件1,343円が支払不足となっていた。 2 休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給していたことにより、時間外勤務手当1件13,440円が過払、休日勤務手当1件12,096円が支払不足となっていた。
	指導事項	生産物売払いの収入事務において、担当者は生産物を売却した場合、売却先から受領の署名を得た売上伝票を生産製造品処分調書に添付することになっているが、それを行っていないものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

6 県土整備部（7機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜土木事務所	平成 29 年 11 月 28 日	大垣土木事務所	平成 29 年 11 月 22 日
揖斐土木事務所	平成 29 年 11 月 17 日	郡上土木事務所	平成 29 年 11 月 6 日
高山土木事務所	平成 29 年 11 月 8 日	長良川上流河川開発工事事務所	平成 29 年 11 月 6 日
富川上流河川開発工事事務所	平成 29 年 11 月 8 日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜土木事務所	指摘事項	公務中の5件の交通事故について、損害賠償金として58,436円の費用負担が発生し、また、修繕料482,634円（うち

	指摘事項	道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として626,798円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
大垣土木事務所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
揖斐土木事務所	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、修繕料250,387円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 週休日に勤務命令により勤務した4時間を別の勤務日に割振り変更を行った場合、週休日だった日及び勤務日だった日ともに勤務日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきところ、当該週休日だった日について週休日の支給割合を適用していたことにより、1件220円が過払となっていた。 2 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件1,984円が過払となっていた。
	指導事項	道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として212,474円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指導事項	一般県道藤橋池田線の災害防除工事において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 当該工事のための用地を取得する前に、道路区域の変更の公示を行っていないかつた。 2 平成28年11月8日の当該工事完了後、供用開始の公示を行っていないかつた。
郡上土木事務所	指摘事項	道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として785,383円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
高山土木事務所	指摘事項	道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として441,014円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指摘事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料76,064円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間数の計算を誤ったことにより、3件43,896円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
指導事項	建設業許可証明手数料に係る収入証紙消印高報告において、実際の消印高とは異なる金額を報告していたので、今後は適正に処理されたい。

本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機 関 名	区 分	内 容
用地課	検討事項	用地補償業務については、「岐阜県県土整備部所管用地補償業務市町村委託処理要領」(以下「要領」という。)に基づき、土木事務所が市町村に用地交渉、契約書の作成及び被補償者との調印の業務を委託(以下「委託業務」という。)する場合がある。 要領によれば、市町村に支払う委託料は県と被補償者とか契約締結した用地補償額に応じて算出することとなっているため、委託業務に係る用地交渉記録については、土木事務所長が必要に応じて受託市町村から提出させるものとされている。 土木事務所における監査で確認したところ、用地交渉記録が不十分なために受託市町村がどのように委託業務を履行したのかが明らかでない委託料の支出が見受けられた。 委託料は地方公共団体がその権限に属する事務・事業等を他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合にその反対給付として支出するものであり、委託業務がどのようにに履行されたのかを書面等により確認しなければ、仮に何らかの事情によって一部契約不履行があったとしても把握・検証されずに委託料が支出されるおそれがあるため、履行実績の確認方法について見直しを検討されたい。

7 都市建築部 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜県周辺鉄道高架工事事務所	平成29年11月28日	岐阜・西濃建築事務所	平成29年11月22日
飛騨建築事務所	平成29年11月8日		

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

8 県事務所 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
西濃県事務所	平成29年11月22日	恵那県事務所	平成29年11月14日
飛騨県事務所	平成29年11月1日		

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
西濃県事務所	指摘事項	旅費の支出事務において、目的地から帰着地まで通算して鉄道賃を計算すべきところ、乗換地ごとに計算したことにより1件190円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料18,997円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
恵那県事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料281,000円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
飛騨県事務所	指摘事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料88,689円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。 時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 週休日に勤務命令により勤務し、別の勤務日に勤務時間の割振り変更を行っているにもかかわらず、これを行っていないとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件8,082円が過払となっていた。 2 1週間の所定の労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,045円が過払となっていた。

9 教育委員会 (36 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜教育事務所	平成 29 年 11 月 27 日	西濃教育事務所	平成 29 年 11 月 27 日
美濃教育事務所	平成 29 年 11 月 27 日	可茂教育事務所	平成 29 年 11 月 27 日
東濃教育事務所	平成 29 年 11 月 27 日	飛騨教育事務所	平成 29 年 11 月 27 日
岐阜高等学校	平成 29 年 11 月 27 日	岐阜北高等学校	平成 29 年 11 月 27 日
長良高等学校	平成 29 年 11 月 27 日	岐山高等学校	平成 29 年 11 月 27 日
加納高等学校	平成 29 年 11 月 27 日	羽島北高等学校	平成 29 年 11 月 27 日
本巣松陽高等学校	平成 29 年 11 月 27 日	山県高等学校	平成 29 年 11 月 27 日
羽島高等学校	平成 29 年 11 月 13 日	揖斐高等学校	平成 29 年 11 月 20 日
池田高等学校	平成 29 年 11 月 27 日	大垣養老高等学校	平成 29 年 11 月 27 日
不破高等学校	平成 29 年 11 月 27 日	郡上高等学校	平成 29 年 11 月 6 日
加茂農林高等学校	平成 29 年 11 月 27 日	可児工業高等学校	平成 29 年 11 月 10 日
中津高等学校	平成 29 年 11 月 15 日	飛騨高山高等学校	平成 29 年 11 月 2 日
高山工業高等学校	平成 29 年 11 月 8 日	長良特別支援学校	平成 29 年 11 月 27 日
岐阜希望が丘特別支援学校	平成 29 年 11 月 27 日	岐阜清流高等特別支援学校	平成 29 年 11 月 27 日
岐阜本巣特別支援学校	平成 29 年 11 月 27 日	羽島特別支援学校	平成 29 年 11 月 13 日
揖斐特別支援学校	平成 29 年 11 月 27 日	大垣特別支援学校	平成 29 年 11 月 27 日
海津特別支援学校	平成 29 年 11 月 27 日	恵那特別支援学校	平成 29 年 11 月 15 日
飛騨特別支援学校	平成 29 年 11 月 2 日	飛騨特別支援学校高山日赤分校	平成 29 年 11 月 2 日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜教育事務所	指導事項	特殊勤務手当の支給事務において、修学旅行等の引率に係る教育職員手当42,500円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
岐阜高等学校	指導事項	物品の管理事務において、物品登録が行われていないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
長良高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料63,892円が支払われていたのので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐山高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料82,512円が支払われていたのので、職員 の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
加納高等学校	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、支給割合が同一の時間外勤務手当について、支払科目を分けて支給する際の端数処理を誤ったことにより、3円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
本巣松陽高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料 106,704円が支払われていたのので、職員 の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
山県高等学校	指導事項	「建築基準法第12条定期点検等委託業務」に係る契約事務において、予定価格書の金額に誤りがあったので、今後は適正に処理されたい。
羽島高等学校	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間数を誤ったことにより、1 件 2,961 円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
揖斐高等学校	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記録しなければならないが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記録しなければならないが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
池田高等学校	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間数の計算を誤ったことにより、1 件 3,196 円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
大垣養老高等学校	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間数の計

		算を誤ったことにより、1 件3,194円が過払となったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
加茂農林高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料69,552円が支払われていたので、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
可児工業高等学校	指導事項	毒物及び劇物の管理事務において、「岐阜県立可児工業高等学校毒物劇物危害防止規定」に基づき保管管理を行うことになっているが、保管場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すべきところ、当該表示がされていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 「特定個人情報管理台帳」に記載すべき対象者の範囲が記載されていなかった。 2 特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載しなければならぬが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつた。
中津高等学校	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、1 週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1 件3,079円が過払となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料75,276 円が支払われていたので、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	外部記録媒体の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 利用していないSDカードは一括して保管及び管理すべきところ、情報セキュリティ取扱管理者がこれを行っていないかつた。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員がUSBメモリ等を利用していた。
飛騨高山高等学校	指導事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料198,828円が支払われていたので、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 勤務時間数の計算を誤ったことにより、1 件 4,518 円が支払不足となつていた。

高山工業高等学校	指導事項	2 支給割合が同一の時間外勤務手当について、支払科目を分けて支給する際の端数処理を誤ったことにより、1 円が支払不足となつていた。 3 休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給しているものがあつた。
長良特別支援学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料77,976円が支払われていたので、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1 週間の所定労働時間に休日勤務手当が支給される時間を加えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1 件 1,338円が過払となつていた。 2 休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給しているものがあつた。
岐阜希望が丘特別支援学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1 件の毀損事故について、修繕料106,920円が支払われていたので、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜県希望が丘特別支援学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1 件の毀損事故について、修繕料85,968円が支払われていたので、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜県希望が丘特別支援学校	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
海津特別支援学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1 件の毀損事故について、修繕料38,923円が支払われていたので、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
恵那特別支援学校	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載しなければならぬが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
飛騨特別支援学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1 件の毀損事故について、修繕料45,515円が支払われていたので、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	毒物及び劇物の管理事務において、「毒物及び劇物管理規程」に基づき保管管理を行うこととなっているが、管理簿が適正に記載されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載しなければならぬが、それを行うことなく特定個人情報を提供していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

10 警察本部（9機関）			
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜南警察署	平成 29 年 11 月 27 日	各務原警察署	平成 29 年 11 月 27 日
岐阜羽島警察署	平成 29 年 11 月 27 日	海津警察署	平成 29 年 11 月 27 日
大垣警察署	平成 29 年 11 月 27 日	揖斐警察署	平成 29 年 11 月 27 日
北方警察署	平成 29 年 11 月 20 日	山県警察署	平成 29 年 11 月 27 日
中津川警察署	平成 29 年 11 月 15 日		

【監査の結果】 次のとおり指摘又は指導する事項があった。			
機 関 名	区 分	内 容	
岐阜南警察署	指摘事項	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として466,616円の費用負担が発生し、修繕料866,310円（うち相手方負担分685,048円）が支払われていた。また、公用車が1台廃車となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。	
	指摘事項	道路標識管理上の1件の事故について、損害賠償金として18,760円の費用負担が発生していたので、交通安全施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	
	指摘事項	保管していた証拠品車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として102,224円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねたい。	
	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として2,217,759円の費用負担が発生し、修繕料446,327円が支払われていた。また、公用車が1台廃車となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。	
各務原警察署	指摘事項		
岐阜羽島警察署	指摘事項	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として755,468円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。	
	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として543,529円の費用負担が発生し、また、修繕料183,643円（うち相手方負担分73,457円）が支払われていたの、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。	
海津警察署	指摘事項		
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料119,232円が支払われていたの、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねたい。	
大垣警察署	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として172,627円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故	

	指導事項	故防止について一層の徹底を図らねたい。
揖斐警察署		
北方警察署	指摘事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料18,360円が支払われていたの、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねたい。
		公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として33,359円の費用負担が発生し、また、修繕料107,233円（うち相手方負担分16,084円）が支払われていたの、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。
中津川警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として44,712円の費用負担が発生し、また、修繕料243,907円が支払われていたの、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。

11 その他（3機関）			
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会西濃地方事務局	平成 29 年 11 月 22 日	選挙管理委員会恵那地方事務局	平成 29 年 11 月 14 日
選挙管理委員会飛騨地方事務局	平成 29 年 11 月 1 日		

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十年一月十二日

岐阜県監査委員 篠 田 徹
岐阜県監査委員 松 岡 正 人
岐阜県監査委員 山 本 泉
岐阜県監査委員 藤 良 寛
岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

I 平成28年度及び平成29年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成28年度

(単位：件)				
区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	86	85	0	1
指導事項	112	112	0	0
検討事項	9	7	0	2
計	207	204	0	3

2 平成29年度

(単位：件)				
区分	監査結果 (平成29年11月末現在)	措置済	今回措置を 講じたもの ※	未措置
	A	B	C	A-B-C
指摘事項	103	31	26	46
指導事項	87	28	23	36
検討事項	4	1	1	2
計	194	60	50	84

※「今回措置を講じたもの」については、平成29年11月29日及び平成29年12月1日に知事関係機関から通知があったもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に

対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成29年度

(1) 監査結果 (指摘事項) に基づき講じた措置

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
税務課	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘された月も含め、全ての月の所定労働時間にかかわる時間外勤務手当、休日勤務手当について再計算及び再確認を行い、過払の時間外勤務手当について平成29年9月13日に納入通知書を該当職員に交付し、
	1 1 週間の所定労働時間を超えていない	

環境生活部			にもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、3件9,393円が過払となっていた。 2 1週間の所定労働時間に休日勤務手当が支給される時間を加えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件1,216円が過払となっていた。	同年9月21日までに納入されたことを確認した。 今後は、週休日等勤務に係る所定労働時間の計算誤りを防ぐため、週休日等の勤務については、時間外勤務命令簿以外に週休日等勤務管理簿を別途作成し、休日勤務の振替状況等の管理を徹底し、適正な事務処理に努める。
環境生活政策課			時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務命令により勤務し、別の勤務日に週休日の振替を行った場合、週休日だった日は勤務日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきところ、週休日の支給割合を適用していたことにより、1件168円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過払となっていた時間外勤務手当168円について、過年度戻入処理を行い、平成29年8月1日に当該職員から県に納入されていることを確認した。 今後、時間外勤務手当を算定する際は、複数の管理調整係員がチェックを行い、再発防止に努める。
私学振興・青少年課			旅費の支出事務において、職務専念義務免除届を提出して従事しなければならぬ業務に係る旅行に対しては旅費を支給できないにもかかわらず、旅費1件703円を支給していたものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	平成28年度の旅費の過払に関しては、平成29年9月15日に対象職員からの戻入を完了済である。 今後は、職務専念義務の免除の特例により、本来の業務を離れ関連団体の業務に従事した場合に、その旅行に係る経費を公費で支給することがないよう、複数人による内部チェックを徹底し、再発防止に努める。
文化伝承課			時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、4件9,138円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過払となっている9,138円について、主管課を通じて、過年度戻入処理を行い、平成29年9月25日に当該職員から県に納入されていることを確認した。 今後、休日勤務が発生した場合は、職員の1週間の労働時間について出勤簿に加え、時間外勤務手当時間数計算のための支援機能ツールを適切に活用することにより確認し、再発防止に努める。
現代陶芸美術館			時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに	支払不足となっていた平成29年4月分の時間外勤務手当7,444円を、平成29年6月分

健康福祉部			に措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件4,010円が過払となっていた。 2 週休日に勤務命令により勤務した7時間45分について、別の勤務日に4時間の勤務時間の割振り変更を行った。この場合は、4時間を除く3時間45分について時間外勤務手当を支給すべきところ、これを支給していなかったことにより、1件1,454円が支払不足となっていた。	時間外勤務手当支給時に追給した。 今後は、職員の1週間の労働時間を出勤簿により確認した上で、時間外勤務等の時間を計算し、手当を支給するよう徹底を図る。 また、手当に誤りがあった場合は、速やかに追給(戻入)の処理を行うよう徹底を図る。
博物館			公務中に車及び県有施設を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料853,376円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	該当職員に対して、安全運転及び交通事故防止に努めるよう指導した。 事故発生後、職員全員に対し、公用車を運転する際は十分注意を払い、落ち着いて運転するよう周知徹底した。
健康福祉政策課			時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,608円が過払となっていた。 2 週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、1件2,608円が支払不足となっていた。	本件の処理については、過払額と支払不足額が同額であり、該当職員への支給額に変更がないことから、科目更正の必要がないことを関係課に確認した。 今後は、給与関係の規等を十分に確認するとともに、週休日の振替等等の通知書、振替週の正規の勤務時間等について、複数人でチェックを行い、再発防止に努める。
医療福祉連携推進課			時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,148円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過払となっていた2,148円については、平成29年8月10日に県歳入へ戻入済みである。 今後は、時間外勤務手当の計算支援ツールの活用や複数人でのチェックを徹底し、再発防止に努める。

保健医療課	い。 南飛騨健康増進センター管理道路の草刈作業により、走行車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金69,163円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故の再発防止について一層の徹底を図りたい。	当該職員に対しては、作業中は一層の注意を払うとともに、再発防止に努めるよう指導した。 所属としては、施設管理道路で草刈作業を行う場合は、作業時は通行止めにするこ とや通行止めが困難な場合や市道沿いで作 業を行う場合は、2名体制で行うこととし、 1名を監視員として車が接近した場合は、 作業中断の指示を出すとともに飛散防止ネ ットを持ち小石等の飛散防止を行うなど再 発防止に努めている。
生活衛生課	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1 週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,500円が過払となっていた。 2 週休日の振替により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、2件2,417円が支払不足となっていた。	過払であった1件2,500円の時間外勤務手当については戻入手続を行い、未払となっていた2件2,417円の夜間勤務手当については追給手続を行った。 給与事務に関する関係規程を再確認するとともに、今後は週休日の振替を伴う時間外勤務手当の支給の際は、同一週の振替の有無を確認するため、出勤簿を添付して複数人でのチェックを徹底し、適正な給与事務に努める。
地域福祉課	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、2件4,560円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	当課に再任用職員が配置された平成27年度以降の給与簿、時間外勤務命令簿及び出勤簿を全て確認した結果、指摘事項と同様の事例が他にもあり、指摘のあった2件4,560円も含めて計19万4,167円が過払となっていた。 過払となった時間外勤務手当を職員に返納させるため、平成29年度分については例月給与で調整し、平成27・28年度分については過年度戻入の手続を行った。 また、再発防止策として、新たに「時間外勤務手当等に関するチェックリスト」を作成及び使用し、毎月の事務処理の際に適正に処理できていることを確認する。

商工労働部		
機関名	監査結果	講じた措置
新産業・エネルギー振興課	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1 週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件4,070円が過払となっていた。 2 週休日の振替により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、1件508円が支払不足となっていた。	指摘後、平成28年度及び平成29年度の課内職員分の時間外勤務手当等の支給状況について再度確認を行い、誤りがあったものについて適正な処理を行った。 今後は、同一週の勤務時間確認を厳格に行うため、時間外勤務手当支給の決裁時に出勤簿等の関係書類を添付し、複数人で適合及び確認を行うこととし、再発防止に努める。
観光企画課	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給していたことにより、休日勤務手当1件2,961円が過払、時間外勤務手当1件4,606円が支払不足となっていた。 2 週休日に勤務命令により勤務した時間について、勤務時間の割振り変更を行っていないにもかかわらず、これを行ったとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件10,098円が支払不足となっていた。	過払となった休日勤務手当1件2,961円については、過年度戻入処理を行い、平成29年9月13日に当該職員から県に納入されたことを確認した。 また、支払不足となっていた時間外勤務手当4,606円及び10,098円については、平成29年9月7日に過年度追給処理を行った。 今後は、時間外勤務手当及び休日勤務手当の計算時において「週休日・休日における時間外勤務手当等フローチャート」及び「時間外判定ツール」を活用して算定し、複数職員でのチェック等により再発防止に努める。

海外観学修進課	旅費の支出事務において、旅客施設使用料を重複して支給したこと及び行程にない空港の旅客施設使用料を支給したことにより、1件1,180円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過払となった旅費1件1,180円については、過年度戻入処理を行い、平成29年10月5日に当該職員から県に納入されたことを確認した。
	時間外勤務手当の支給事務において、週休日の出張先での移動時間の計算を誤ったことにより、4件9,633円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	旅費請求時において、入力内容の確認、添付書類との整合等を必ず確認し、行程に変更があった場合は適切に修正を行うよう職員に周知徹底した。
	時間外勤務手当の支給事務において、週休日の出張先での移動時間の計算を誤ったことにより、4件9,633円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過払となった時間外勤務手当4件9,633円については、過年度戻入処理を行い、平成29年9月14日に当該職員から県に納入されたことを確認した。

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
農業大学校	物品の管理事務において、工事請負契約により取得した物品の登録が行われていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘事項については、平成29年6月19日に物品登録を行った。また、工事請負契約であっても物品の取得を含む場合は、物品の登録が必要であることを出納員、会計員及び工事発注担当者にて再確認した。
	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	今後、工事請負契約を行う際には、物品取得の有無と取得がある場合における物品登録の状況について、複数人によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。
	1 勤務時間数の計算を誤ったことにより、3,281円が過払となっていた。	過払となつていた差額の667円については、平成29年7月5日に県歳入へ戻入済である。
	2 1週間の所定労働時間を超えた勤務時間に対して、時間外勤務手当を支給すべきところ、これを支給していなかったことにより、1件2,624円が支払不足となつていた。	今後、労働時間の確認を行うため、時間外勤務手当支給の決裁時に、関係書類（週休日登録／変更書、出勤簿及び週休日の振替え等の通知書）を添付して、複数人で突合及び確認を行うこととし、再発防止に努める。

林政部

機関名	監査結果	講じた措置
森林研究所	開放型喫煙機器の利用に係る収入事務において、利用期間終了後に行うべき測定（1件85,460円）が1か月以上遅延していたので、今後は速やかに処理されたい。	開放型喫煙機器の管理担当職員に対し、機器の使用が終了し、使用実績が確定した時は、速やかに関係書類を収入事務担当職員へ引き渡すよう、また、収入事務担当職員に対しては、関係書類の引き受け後、直ちに測定を行うよう指示した。
		今後は、関係職員間の連絡を密にし、速やかに測定事務に努める。

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
岐南工業高等学校	物品の管理事務において、校内LANアークレス用パソコンなど15件（取得価額計1,209,495円）を亡失していたので、今後は物品管理の二層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	職員会議等を通じ、注意喚起を行うとともに、職員研修を実施し、物品の管理責任、職員の賠償責任等について周知を図った。
岐阜農林高等学校	高等学校授業料の収入事務において、高等学校等就学支援金の受給資格を新たに認定したことにより還付が必要となった授業料（1件9,900円）の還付手続が、認定日から1年以上遅延していたので、今後は適正に処理されたい。	また、平成29年度の物品等の現物実査において、「県立学校における物品管理のてびき」に基づき、写真付き台帳を整備するとともに、物品の所在を示した平面図を作成した。
	物品の管理事務において、オールインワンカーナビなど19件（取得価額1,079,816円）の物品を不用決定の手続を行わないまま廃棄し、うち9件（取得価額768,020円）の物品については廃棄の経緯などを確認できていなかったため、今後は物品管理の徹底を	今後は、物品等の現物実査結果に基づき、遊休物品の抽出を行い、計画的に物品の処分等を実施する。
	物品の管理事務において、オールインワンカーナビなど19件（取得価額1,079,816円）の物品を不用決定の手続を行わないまま廃棄し、うち9件（取得価額768,020円）の物品については廃棄の経緯などを確認できていなかったため、今後は物品管理の徹底を	今後、同管理課と総合財務会計システム月次帳票及び高等学校授業料等口座振替システムで連携しての整合性を担当者のみならず、上席職員を含め、複数人でチェックすることとする。
	物品の管理事務において、オールインワンカーナビなど19件（取得価額1,079,816円）の物品を不用決定の手続を行わないまま廃棄し、うち9件（取得価額768,020円）の物品については廃棄の経緯などを確認できていなかったため、今後は物品管理の徹底を	物品処分を行う場合は、物品の不用決定の手続を遅滞なく行うこと、また廃棄後は、その経緯が確認できるものを物品管理担当に確実に引き継いであうことで、廃棄処分品の登録をすることを職員会議で全職員に徹底した。

	図るとともに、再発防止に努められたい。	今後は、適正な事務処理に努める。
多治見工業高等 学校	物品の管理事務において、事務用印刷機など33件（取得価格計7,121,657円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	職員会議で、物品の亡失があったことを周知するとともに、全職員に対し管理を徹底するよう文書にて通知した。 また、これまでの調査に基づき、物品の供用主任者及び所在場所を正しく登録変更するとともに、物品ごとの写真を掲載した台帳を作成した。 今後は、物品一覧表との不整合が発生しないよう管理を徹底し、再発防止に努める。

警察本部		
機関名	監査結果	講じた措置
岐阜北警察署	公務中の7件の交通事故について、損害賠償金として33,634,561円の費用負担が発生し、また、修繕料767,501円（うち相手方負担分33,609円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	事故当事者となった職員に対しては、交通事故の状況や原因を聴取し、交通事故防止に対する指導を行ったほか、全職員に対しては、毎朝、事故防止に関する指示手配を行うとともに、車両点検、狭路通行訓練及び内輪差訓練等を実施し、車両の大きさや性能等を理解させてから業務を開始することとした。 また、全車両のサンバイザーに10箇条からなる事故防止守則を記載したステッカーを貼付し、運転開始前に必ず確認し、実践することとした。 さらに、公務中の交通事故の絶無を図るため、階段やトイレの正面にも事故防止守則ステッカーを貼り、日頃から意識付けを徹底し、交通事故防止に取り組んでいる。
可児警察署	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として40,300円の費用負担が発生するとともに公用原動機付自転車が廃車（評価額100,000円、うち相手方負担分90,000円）となっており、また、修繕料224,348円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員については、直属の課長が、交通事故の状況を聴取し、事故原因の分析を行い、及び個別に指導を行った。全職員に対しては、警務課長が、事故発生の手配と再発防止の徹底を指示した。 さらに、安全確認の不徹底による公用車及び自家用車の「100ゼロ交通事故」の絶無を期するため、「交通事故防止等対策検討委員会」及び「幹事会」を設置し、交通課職員による交通事故防止教養、車両の死角体験訓練、地域課の非番勤務員を対象にした二

		輸車訓練等を実施した。 また、朝会時に「100ゼロ事故防止 追(御)突編、後追編」を出席者全員で唱和し、勤務時間前における交通事故防止の基本の徹底及び事故防止に向けた署員の意識付けを行っている。
多治見警察署	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として1,028,380円の費用負担が発生し、また、修繕料302,701円（うち相手方負担金18,258円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対しては、警務課長及び直属の課長が、交通事故の原因、安全確認の必要性及び交通事故がもたらす影響について個別指導を実施した。 全職員に対しては、例会及び朝会時に副署長及び警務課長が交通事故事例を挙げて、公用車事故防止に係る注意事項、側乗者の任務、安全運転守則等の遵守を指示した。 また、署員を対象として事故防止検討会を開催し、及び朝会時に交通事故防止に係る体験談等の発表を実施し、交通事故防止意識の高揚を図るとともに、運転訓練、後方誘導訓練及び高低障害物に対する車両感覚訓練を実施し、運転技術の向上を図った。 今後、副署長及び警務課長による安全呼称の励行、運転者と側乗者の連携及び車両後退時の運転方法等の指導を継続して実施し、交通事故防止の徹底を図る。

(2) 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
私学振興・青少年課	時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務命令により勤務した時間について、勤務時間の割振り変更を行っていないにもかかわらず、これを行ったとして時間外勤務手当を支給していたことにより、2件23,628円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	平成28年度の時間外勤務手当の支給漏れに関しでは、平成29年8月分の給与支給時に支払不足分を支給済である。 今後は、週休日に勤務が生じた場合における週休日の振替状況や時間外勤務手当の支給額について、複数人による内部チェックを徹底し、再発防止に努める。
人権施策推進課	夜間勤務手当の支給事務において、週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支	支払不足となっていた夜間勤務手当2件1,313円については、平成29年8月21日に当該職員へ追給を行った。 今後、夜間勤務手当及び時間外勤務手当

	給していたことにより、2件1,313円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	を算定する際は、複数の管理調整係員がチェックを行い、再発防止に努める。
博物館	特別展「東海地方の円空人」出品資料輸送及び展示業務の委託において、業務委託仕様書に基づき、作業時までに従事スタッフの氏名・資格等を提出させるべきところ、これを書面にて行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。	指導を受けた委託業務契約は、作業時までに従事スタッフの氏名・資格等を職員が確認していたが、書類の提出がなされていなかった。 今後は、同種の契約を執行する際、仕様の記載項目を複数の職員でチェックし、必要書類を提出するよう、担当職員全員に申し周知徹底した。

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
医療整備課	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対し、電子機器等の取扱いを慎重に行うよう指導した。また、所属職員に対し、ノート型パソコンをはじめとした具有物品の適正な使用及び管理等を改めて周知徹底した。
	時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務命令により勤務し、別の勤務日に週休日の振替を行った場合、勤務日だった日は週休日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきところ、勤務日の支給割合を適用していたことにより、1件15,304円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	不足となっていた15,304円については、平成29年9月21日に当該職員へ支払済みである。 また、所属職員に対し、振替により週休日とした日に勤務を命ぜられた場合には、勤務があった旨時間外勤務命令簿に明記するよう周知徹底した。
保健医療課	時間外勤務等命令簿について、命令権者の印及び検印が押印されていない時期があったため、今後は適正に処理されたい。	監査での指導を受け、時間外勤務等を行う場合は、事前命令時の押印及び事後報告の検印を必ず受けるよう、課内職員に対して改めて周知徹底するとともに、管理調整監が再度の確認をするなど複数人によるチェックを行うよう徹底した。 また、命令権者においても、職員に時間外勤務等を命じた場合には、その都度時間外勤務等命令簿に自ら押印し、勤務状況を確認するよう徹底している。

高崎福祉課	夜間勤務手当の支給事務において、週休日の振替により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、1件486円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	1件486円の支払不足については、平成29年8月21日に当該職員へ追給を行った。 今後は、時間外勤務手当支給の決裁時に、週休日の振替等の通知書及び出勤簿を添付して、職員の勤務状況を複数人でチェックし、再発防止に努める。
岐阜保健所	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料71,280円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対し、損傷直後、備品の取扱いには一層の注意を払うよう指導した。所内連絡調整会議において、事故発生状況の周知と注意喚起を行った。 また、監査結果通知が送付された直後にも、メールにより所内全職員に対して、パソコンをはじめ備品等の取扱いについて、慎重に取り扱うよう周知徹底を図った。
関保健所	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務命令により勤務し、別の勤務日に週休日の振替を行った場合、勤務日だった日は週休日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきところ、勤務日の支給割合を適用していたことにより、1件1,947円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 今後、時間外勤務手当の算定に当たり、支給割合の適用を中心に係員複数で確認を行うこととし、特に週休日及び休日に勤務命令により勤務をする場合は、係員全員で確認を行うことにより、再発防止に努める。

商工労働部

機関名	監査結果	講じた措置
労働雇用課	時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務命令により勤務し、別の勤務日に週休日の振替を行った場合、勤務日だった日は週休日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきところ、勤務日の支給割合を適用していたことにより、1件4,170円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	時間外勤務手当を再計算し、支払不足分については、平成29年10月20日までに追給処理を行った。 今後は、職員の予定を電子メールの予定表を活用して、課内で共有するとともに、振替日に勤務が必要となった際は、適切に勤務命令を行うこととした。

	たい。	
岐阜地成産業労働室	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料157,680円が支払われていたので、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図らきたい。	当該職員に対し、ノート型パソコンを含む備品の取扱いについて、より慎重に、十分注意を払うよう指導するとともに、所属職員に対しても同様に注意喚起し、公金により整備した備品であることをあらためて強く認識し、使用するよう周知徹底した。
海外観戦推進課	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料75,600円が支払われていたので、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図らきたい。	事故後速やかに、発生原因を確認し該当職員に対して、ノートパソコンをはじめとした電子機器等の取扱いを慎重に行うよう指導した。 また、課内係長会議を開催し、ノートパソコンをはじめとする県有物品等の適正な使用、管理等を周知し、全職員に徹底した。
国際たぐみアカデミー	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料71,280円が支払われていたので、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図らきたい。	監査後、全職員に対してノートパソコンをはじめとした物品の適正な取扱いについて説明し、一層の注意を払うよう周知した。 今後も物品の適正な使用、管理等を徹底し、毀損事故の再発防止に努める。
産業技術センタ―	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えた勤務時間に対して時間外勤務手当を支給すべきところ、これを支給していなかったことにより、2件5,091円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	時間外勤務手当が支給不足となっている職員分について、速やかに追給の手続を行った。 今後は、研修の受講など給与制度についての能力向上に努め、適正な給与事務を行う。
林政部		
機関名	監査結果	講じた措置
森林研究所	国立大学法人との共同研究委託に係る検査事務において、契約の属する年度の末日までに検査を行っていなかったため、今後は適正に処理されたい。	検査を行う日は、会計年度を区分する重要な意味をもつことから、検査は、契約の属する年度の末日までに必ず行わなければならないことを、出納員、会計員及び担当者とともに再確認を行った。 また、所内会議において、全職員に対し適正な検査事務を行うよう指示した。 今後は、岐阜県会計規則及び同取扱要領を遵守し、適正な検査事務に努める。

県土整備部		
機関名	監査結果	講じた措置
技術検査課	物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 工事情報保管管理システム構築・運用保守業務委託において、ノートパソコンを貸し付けた委託業者から借受書を徴していなかった。 2 物品登録内容変更書により貸付けに係る事項を記録していなかった。	1 ノートパソコンを貸し付けた委託業者から、借受書を速やかに徴した。 2 財務会計システムにより、当該物品の貸付けに関する事項（供用状況、所在場所及び使用目的）の変更登録を平成29年8月3日付けで行った。 今後、物品を貸し付けるときは、貸付先から借受書を徴することを周知するとともに、財務会計システムによる物品登録内容の変更登録を確実に行い、手続等に遺漏のないよう適正な処理に努める。
教育委員会		
機関名	監査結果	講じた措置
岐阜工業高等学校	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料46,772円が支払われていたため、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図らきたい。	事故発生直後に教職員全員に対し、事案の状況説明と再発防止を指示したほか、職員会議、電子掲示板等を通じて、再三にわたリ注意喚起を行った。 今後も県有物品の適正な使用及び管理等を徹底し、再発防止に努める。
岐阜工業高等学校	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料82,512円が支払われていたため、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図らきたい。	監査後速やかに、朝会及び職員会議において、全職員に対して、ノート型パソコンをはじめとした電子機器等の取扱いを慎重に行うよう周知した。 今後、職員会議や職員朝会などの機会に、パソコンなど物品の慎重な取扱いについて、定期的に注意喚起し、毀損事故の再発防止に取り組む。
東濃実業高等学校	毒物及び劇物の管理事務において、「理科薬品の保管管理規定」に基づき、その保管状況の確認を年3回行うこととなっているが、平成26年9月28日以降の確認が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。	指摘事項に対し、監査後速やかに管理職立会いの下で現物の保管状況の確認を行い、「薬品使用台帳」を整理するとともに「薬品保管台帳」及び「薬品保管台帳（毒・劇物）」を整理した。 今後は「理科薬品の保管管理規定」を順守し、適正な管理を行うよう努める。
土岐商業高等学校	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	時間外勤務手当の支払不足及び休日勤務手当を支給すべきところを時間外勤務手当にて支給していた件については、平成29年10月20日に支払及び修正を行った。

	1 勤務時間数の計算を誤ったことにより、1件4,405円が支払不足となっていた。 2 休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給しているものがあつた。	今後は、給与担当以外の職員も給与事務を正しく理解するとともに、複数人によるチェックを徹底し、再発防止に努める。
--	---	---

警察本部		
機関名	監査結果	講じた措置
会計課	時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間数の計算を誤ったことにより、1件3,623円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	支払不足となっていた時間外勤務手当については、平成29年11月21日に支払った。 今後は、関係規定への理解を深めるとともに、複数の職員による関連文書の確認を徹底し、適正な事務に努める。
多治見警察署	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料91,584円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対しては、警務課長及び直属の課長が、パソコン毀損事故の原因及び状況を聴取し、適正使用について個別指導を実施した。 全職員に対しては、例会及び朝会時に警務課長及び会計課長が毀損事故事例を挙げて、パソコンの取扱いに一層注意するよう指示するとともに、署内各課の執務室に注意喚起を促すポスターを掲示し、毀損事故防止意識の高揚を図った。

(3) 監査結果 (検討事項) に基づき講じた措置		
健康福祉部		
機関名	監査結果	講じた措置
障害福祉課	岐阜県障がい者差別解消支援センターの運営委託に係る契約事務において、県の委託料を原資として委託先が購入したパソコン(1台84,000円)などの備品等について、所有権の帰属を明確にしていけない。 当該事業は将来、廃止、委託先の変更、委託契約の解除などの事由により終了する場合が考えられるため、使用価値及び残存価値を有する備品等について、契約終了後に委託先が取得を受ける可能性がある。 したがって、県に所有権を帰属させることができる旨の条項を設けること等、必要な措置を講じられたい。	委託先が購入した備品について、平成29年9月28日に県の備品として登録し、所有権が県に帰属することを明確にした。また、同日付で、平成29年度の委託契約について、仕録書に県備品の貸与に関すること、使用価値及び残存価値を有する物品を購入する場合の手続に関することを明記した契約変更の手続を行った。 今後、同様な事象が発生しないよう委託業務における備品の取扱いについて課職員に周知するとともに、係内のチェック体制を強化し、再発防止に取り組んでいく。

岐阜県監査委員会告示第三号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により
岐阜県知事等関係機関から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があつたので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十年 一月十二日

岐阜県監査委員	篠田
岐阜県監査委員	松岡
岐阜県監査委員	山本
岐阜県監査委員	藤良
岐阜県監査委員	杉山
	祐子
	徹人
	泉寛

I 平成28年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成28年度行政監査（テーマ監査）

（単位：件）

テーマ名	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの	未措置
	A	B	C	A－B－C
職員宿舍の管理・運営について	5	0	5	0

※「今回措置を講じたもの」については、平成29年12月1日に知事官房総務課から通知があったもの

II 行政監査の結果に基づき講じた措置

1 平成28年度行政監査（テーマ監査）

○ 職員宿舍の管理・運営について

機関名	監査結果	講じた措置
管財課	各地区の実情を十分把握するとともに、職員宿舍の有効活用を図るためにも、管財課、整備施設課の連絡体制の強化を図るなど、可能な限り県職員宿舍、教育職員宿舍、警察職員宿舍間で区分を超えた機動的な運用の取組強化を図られたい。	各警察署から県事務所への宿舍貸与に係る申込手続等を県事務所に周知した。今後は、管財課及び整備施設課で区分を超えた入居状況等を情報提供し、共有することとする。
	新たな入居を抑制している今第1県職員アパートについて、入居実態を踏まえ当該宿舍に係る宿舍方針の見直しを図るとともに、廃止へ向けた検討を実施されたい。	岐阜地区の必要数の当初見込みよりも減少していることから、今第1県職員アパートは閉鎖予定宿舍として整理した。また、他の宿舍について入居実態等を踏まえて検討した結果、今第2県職員アパートについても閉鎖予定宿舍として整理した。
	大規模修繕工事を実施したにもかかわらず、入居率が低い状況にある宿舍について、有効活用を十分検討されたい。また、今後、大規模修繕工事を実施する場合には、入居者数の今後の見込みを把握するとともに、職員宿舍の必要性を十分検討のうえ実施されたい。	大規模修繕を行った宿舍から優先的に入居させることとする。また、入居数等を踏まえて、大規模修繕工事の対象とする宿舍を選定する。
整備施設課	各地区の実情を十分把握するとともに、職員宿舍の有効活用を図るためにも、管財課、整備施設課の連絡体制の強化を図るなど、可能な限り県職員宿舍、教育職員宿舍、警察職員宿舍間で区分を超えた機動的な運用の取組強化を図られたい。	各警察署から県事務所への宿舍貸与に係る申込手続等を各警察署に周知した。今後は、整備施設及び管財課で区分を超えた入居状況等を情報提供し、共有することとする。

警察職員宿舍は、迅速な警察活動を行うための待機宿舍的な役割を持ち、今後必要戸数の確保が必要となるが、計画的な維持管理及び再整備を進めるためにも、すべての個別施設毎に今後の利活用の方針について策定を行い、着実な取組を推進されたい。	有事対応体制のための必要戸数確保を前提に、 ・既設宿舍の長寿命化の推進 ・老朽等宿舍の廃止及び集約化 ・廃止及び集約による必要戸数確保のための再整備等 を骨子として、「警察職員宿舍の在り方に関する方針」を策定した。今後は、同方針に基づき、個別施設毎の維持管理、維持保全及び再整備の計画的な取組を推進することとする。
--	---

岐阜県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十年一月十二日

岐阜県監査委員 篠 田 徹
岐阜県監査委員 松 岡 正 人
岐阜県監査委員 山 本 泉
岐阜県監査委員 藤 良 寛
岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

1 平成28年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置
A		B	C	A-B-C	
団 体	出資・出捐団体	1	1	0	0
	指導事項				
	補助金等交付団体	0	—	—	—
	指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計	1	1	0	0
	指導事項				
	出資・出捐団体	11	11	0	0
	補助金等交付団体	1	1	0	0
	指 定 管 理 者	3	2	1	0
	計	15	14	1	0
体	出資・出捐団体	0	—	—	—
	指導事項				
	補助金等交付団体	0	—	—	—
	指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計	0	—	—	—
	指導事項				
	出資・出捐団体	0	—	—	—
	補助金等交付団体	0	—	—	—
	指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計	0	—	—	—
所 管 機 関	出資・出捐団体	0	—	—	—
	指導事項				
	補助金等交付団体	0	—	—	—
	指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計	0	—	—	—
	指導事項				
	出資・出捐団体	0	—	—	—
	補助金等交付団体	1	1	0	0
	指 定 管 理 者	3	2	1	0
	計	4	3	1	0
関	出資・出捐団体	0	—	—	—
	指導事項				
	補助金等交付団体	0	—	—	—
	指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計	0	—	—	—
	指導事項				
	補助金等交付団体	0	—	—	—
	指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計	0	—	—	—
	合 計	20	18	2	0

※平成29年12月1日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については次のとおり。

- ・ 指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

所管機関名	団体名 （施設名称）	監査結果	講じた措置
文化創造課	ふれあいフアシリライズ （岐阜県県民ふれあい会館）	岐阜県県民ふれあい会館の管理運営業務において、県と指定管理者とが締結している岐阜県県民ふれあい会館の管理に関する基本協定書（平成24年3月27日締結、以下「基本協定書」という。）に定められた管理物件のうち、備品等については1,388件となっている。 しかし、当該基本協定書締結当初から備品等が正確に記載されておらず、また、その後にも県から備品等が貸し付けられたことなどにより、基本協定書の記載と実際の備品等が異なる状態になっていたの で、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該団体から、以下のとおり対応したとの報告を受け確認した。 基本協定締結以降に県から借り受けたことなどにより、基本協定書の記載と実際の備品等が異なる状態になっていることについては、備品等の現物確認を行い、平成28年12月末現在の貸付備品が1,440件となっていることを確認した。 協定書上の記載については、貸付備品のうち、指定管理業務上で不要となっている備品を除くなど「管理備品一覧表」の更新を行い、平成29年3月末までに県に確認を行った。 指定管理期間の更新に伴い、平成29年3月10日付けで締結した「岐阜県県民ふれあい会館の管理に関する基本協定書」による「管理備品一覧表」と実際の貸付備品の一致については、平成29年度の9月末まで県が実施する現物実査に担当職員を同行させ、確認した。 今後は、県からの貸付備品に異動が生じた都度、基本協定書による「管理備品一覧表」を更新する手続を行い、管理物件に遺漏がないよう適正に処理する。

(2) 所管機関監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

所管機関名	団体名 （施設名称）	監査結果	講じた措置
文化創造課	ふれあいフアシリライズ （岐阜県県民ふれあい会館）	岐阜県県民ふれあい会館の管理運営業務において、県と指定管理者とが締結している岐阜県県民ふれあい会館の管	基本協定締結以降に貸し付けた物品などにより、基本協定書の記載と実際の備品等が異なる状態になっていること

		理に関する基本協定書（平成24年3月27日締結、以下「基本協定書」という。）に定められた管理物件のうち、備品等については1,388件となっている。 しかし、当該基本協定書締結当初から備品等が正確に記載されておらず、また、その後にも県が備品等を貸し付けたことなどにより、基本協定書の記載と実際の備品等が異なる状態になっていたの で、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	については、県及び指定管理者による備品等の現物実査を実施し、平成28年12月末現在の貸付備品が1,440件となっていることを確認した。 協定書上の記載については、貸付備品のうち、指定管理業務上で不要となっている備品等を一覧表から削除するなど「管理備品一覧表」の更新を行い、平成29年3月末までにあらためた。 指定管理期間の更新に伴い、平成29年3月10日付けで締結した「岐阜県県民ふれあい会館の管理に関する基本協定書」による「管理備品一覧表」と実際の貸付備品の一致については、平成29年9月末まで現物実査を行い、確認した。 今後は、指定管理者への貸付備品に異動が生じた都度、基本協定書による「管理備品一覧表」を更新する手続を行い、管理物件に遺漏がないよう適正に処理する。
--	--	---	--

平成三十年一月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社